

国際課税委員会（第58回）の概要

文責 森信茂樹

2012年5月21日、公認会計士・税理士の近藤義雄さんから「中国税制の最新課題」を講演いただき自由討議に入りました。（資料別添）

講義の内容は以下の通りです。

中国税制の最新課題は、1. 国際化と税制、2. 国内経済と中国税制、3. 所得格差と税制、4. 不動産と税制の4つである。

1、国際化と税制について。企業所得税の国際化はかなり進んでいる。2008年の企業所得税の改正に伴って、移転価格税制、過少資本税制、タックスヘイブン税制、租税回避対策税制等を整備し、移転価格制度では移転価格文書の義務付けと事前価格確認制度の強化を図った。また、租税条約の解釈規定を公表して恒久的施設の解釈を国際基準と同一とし、サービスPE課税も積極的に行っており、多種多様な租税回避対策税制の強化も進めている。課題としては、国内消費喚起のための租税政策、証券金融税制と電子商取引の税制(ただし前提として資本取引の規制緩和)、国際課税については、相互協議制度の確立と情報公開制度がある。

2、国内経済と中国税制について。従来から増値税、営業税、消費税(物品税)の流通税が税収の大半を占め、この間接税重視の税制体系は現在も引き継がれている。中央財政と地方財政の均衡問題が重要である。1994年の税制改正では、増値税は国税と地方税の共通税とされ国税局が徴収してその後中央政府75%と地方政府25%の割合で配分された。また、1993年を基準年として税収減となった地方政府には財政補てんが行われている。

2012年の上海市における営業の増値税への改革実験では、改正前の営業税税収に相当する改正後の増値税税収は、国税局が徴収した後にその全額が地方政府に配分されることが約束されている。これは旧営業税税収が100%地方政府に帰属する地方税収であることから、改正した後の旧営業税に相当する新增値税の税収も地方税収とすることにより地方財政を安定させて税制改革を進展させようとする意図によるものである。改革の主な目的が、製造業重視の産業政策から新たなサービス産業育成に移行することにより、サービス業の中心にいる零細中小企業の育成も重要な政策課題である。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。